弁護士日記

最高裁はなぜあやまちを侵すのか？

美和　勇夫

有名な映画、真昼の暗黒「八海事件」では、無実となった阿藤被告が高裁で強盗殺人罪死刑。

「まだ最高裁がある！」と絶叫したのがラストシーンであったが、秘密のベールで覆われた最高裁はそんな「正義の砦」ではない。すべての正義を受け入れてくれるほど、甘いところではないことは、私の火災保険請求一億一〇〇〇万円余をパーにして平然としていることからも明らかである。

◇　◇　◇

最高裁には一五名の裁判官しかいない。

五名で構成する第一、第二、第三小法廷・十五名全員で構成する大法廷の四つしかない。

年間、申し立てられる事件数は約三〇〇〇件。一人あたり二〇〇件計算になる。

実社会では引退している七〇歳に近い老齢の裁判官がいちいちそんな多くの事件を読み切れるはずがない。

◇　◇　◇

従って実際に事件を調査するのは、下級裁判所から選任されたより抜きのエリート裁判官三〇人が調査官として記録を検討し、「これを最高裁で取り上げよう」と決め、「ピックアップした事件」のみを選択している。いわゆるマスコミに登場する事件である。

調査官のメガネにかかった事件だけが、年月をかけて「法令の沿革」「解決例」「主要裁判例」「主要学説」「行政実例」「外国文献」…などに照らして徹底的に調査され報告書が作られる。

最高裁裁判官は、調査官がわかりやすく作り上げた調査報告書のいくつかの見解を見て、「これがよかろう」という意見を出すだけである。

法律学の分野は、色々に分かれているのだから、専門調査官がいなければわかるはずもなく、最高裁の判決は「調査官裁判」が行われていると言っても過言ではない。

◇　◇　◇

調査官にしても三〇人しかいないから一人頭、年に百件の事件を検討して、「これは」と思うものを取り上げるだけであって、高裁の判決を不当としてやり直し裁判をすべき事案があってもヤミに葬られるものはかなり多いと推測される。その実体はわからず、日弁連として全く調べてもいない。

正義の味方、「月光仮面」でも、特定の事件を救ってくれるだけで、選択にはずれた者は、助けてもらえないのと同じである。

調査官は一人で担当するから当たりはずれがあり、私の火災保険の事件も調査官が判断をあやまって、

「高裁の判決でよい」

「これは上告を受理すべき事件ではない」

という「調査報告書」を五人の小法廷裁判官に提出し、五人がめくら判を押して「不受理」にしたものである。

私の見解が間違っているならば、国は私の国家賠償裁判に対し、調査官の作成した「調査報告書」を提出するか、その調査官にどこをどう調べたか証人として問い正すべきである。

それを岐阜地裁のヒラメ裁判官らは、何の調べもしないで、

「事件は総合判断がされて不受理にされたもので、最高裁の手落ちはない」と言って逃げている。

裁判であるのに、証拠調べ・審理を一切しないで、「最高裁はまちがっていない」という判決を出している。

◇　◇　◇

最高裁があやまった私の事件は氷山の一角であろう。

私だけでもこれまで、三件のあやまった不受理をされ、堪忍袋の緒が切れた。

「裁判は正しい」のではなく、「裁判だから一応正しい」とされているに過ぎず、弁護士はあきらめきっているのが現実である。

☆　☆　☆